

平成20年第1回竜王町議会定例会（第3号）

平成20年3月14日

午後2時30分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議第 17号 | 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第6号）
（総務産業建設常任委員会委員長報告） |
| 日程第 2 | 議第 18号 | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
（教育民生常任委員会委員長報告） |
| 日程第 3 | 議第 20号 | 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号）
（教育民生常任委員会委員長報告） |
| 日程第 4 | 議第 21号 | 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
（総務産業建設常任委員会委員長報告） |
| 日程第 5 | 議第 22号 | 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）
（教育民生常任委員会委員長報告） |
| 日程第 6 | 議第 23号 | 平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
（総務産業建設常任委員会委員長報告） |
| 日程第 7 | 意見書第1号 | 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書 |

2 会議に出席した議員（11名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
6番	圖司重夫	7番	貴多正幸
8番	蔵口嘉寿男	9番	菱田三男
10番	小森重剛	11番	若井敏子
12番	寺島健一		

3 会議に欠席した議員（1名）

5番 山添勝之

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	副町長	勝見久男
教育長	岩井實成	会計管理者	青木進
総務政策主監	小西久次	住民福祉主監	北川治郎
産業建設主監	宮本博昭	総務課長	赤佐九彦
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
健康推進課長	竹山喜美枝	産業振興課長兼農業委員会事務局長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後2時30分

議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成20年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議第17号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第6号）

議長（寺島健一） 日程第1 議第17号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長 山田義明議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（山田義明） 議第17号、総務産業建設常任委員会報告。

平成20年3月14日

委員長 山田 義明

去る3月7日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第17号、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月10日午前9時より第1委員会室において、委員5名出席のもと会議を開きました。町執行部より山口町長、小西総務政策主監、赤佐総務課長および担当職員の出席を求め、改めて説明を受け審査を行いました。

議第17号、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第6号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ6億5,151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億7,714万8,000円に改めるものです。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各事業費・事業量の確定、国・県負担金、補助金などの歳入歳出予算の調整や、山之上農林公園施設整備事業用地取得費、老人保健医療事業特別会計への繰出金の増額、法人町民税、固定資産税等の歳入増により、財政調整基金、減債基金、教育厚生施設等整備基金への積立を行い、翌年度以降への財源留保をするものである。

主な質疑応答は、問 平成19年度末の基金残高の見込みは。答 財政調整基

金9億1,182万9,000円、減債基金1億6,110万4,000円、教育厚生施設等整備基金2億3,752万8,000円です。

問 補正予算の財産管理費で備品購入費を予定されているが、新たに計画されている徴税対策は。答 県で滞納整理機構という新たな制度がつくられ、新年度は、滋賀県2名・竜王町1名・近江八幡市1名の構成で、6ヶ月間は竜王町で、あとの6ヶ月間は近江八幡市に設置し、主に法的な処分での徴税に関わる業務を行います。

意見として、河川愛護作業補助金については、集落に支払われる作業面積当たりの単価が年々低くなっている。補助金の引き上げを県に求められたい。講師やアドバイザーの選定については、多方面の情報を集められ適切な人選をしていただきたい。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**議長（寺島健一）** ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（寺島健一）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第1 議第17号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（寺島健一）** 起立全員であります。よって日程第1 議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 2 議第18号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)
補正予算(第4号)
(教育民生常任委員会委員長報告)**

議長（寺島健一） 日程第2 議第18号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経

過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長 圖司重夫議員。

○教育民生常任委員会委員長（圖司重夫） 議第18号、教育民生常任委員会報告。

平成20年3月14日

委員長 圖司 重夫

去る3月7日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第18号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は3月11日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、勝見副町長、北川住民福祉主監、山添住民税務課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第18号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、保険給付費の増加に伴い補正されるもので、既決予算に歳入歳出それぞれ1,816万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,617万5,000円に改めるものです。

歳入補正予算の主なものは、療養給付費等交付金が2,798万円の増額、退職被保険者等国保税が430万円の増額、一般被保険者国保税が1,510万3,000円の減額です。

歳出補正予算の主なものは、一般被保険者療養給付費が1,000万円、退職被保険者等療養給付費が450万円、一般被保険者高額療養費が800万円、国保特別会計（施設勘定）への繰出金が167万2,000円のそれぞれの増額です。

委員会での主な質疑応答は、問 一般被保険者療養給付費・退職被保険者等療養給付費および一般被保険者高額療養費が今回増額されたが、現在までのそれぞれ給付された金額はいくらか。答 昨年12月までの実績では、一般被保険者療養給付費が2億6,500万円、退職被保険者等療養給付費が1億4,400万円、また一般被保険者高額療養費は11月までで2,140万円となっています。

問 保健衛生普及費のヘルスアップ事業委託料が減額されているが、委託先・委託内容・減額理由は。答 委託先は名古屋の名豊で、ヘルスアップ事業、調査、保健指導等を委託しました。事業費の確定により137万円を減額しました。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

議長（寺島健一） ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の

報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第18号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第2 議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 3 議第20号 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算  
(第4号)**

**(教育民生常任委員会委員長報告)**

**議長（寺島健一）** 日程第3 議第20号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長 圖司重夫議員。

**○教育民生常任委員会委員長（圖司重夫）** 議第20号、教育民生常任委員会報告。

平成20年3月14日

委員長 圖司 重夫

去る3月7日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第20号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は3月11日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、勝見副町長、北川住民福祉主監、山添住民税務課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第20号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)は、医療給付費の増加に伴い補正されるもので、既決予算に歳入歳出それぞれ7,015万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,811万1,000円に改

めるものです。

歳入補正予算の主なものは、支払基金交付金が3,684万4,000円、医療費国庫負担金が2,220万3,000円、一般会計繰入金が555万3,000円のそれぞれの増額です。

歳出補正予算の主なものは、老人医療費負担金が7,000万円、医療費支給費負担金が15万円のそれぞれの増額です。

委員会での主な質疑応答は、問 今回の補正は、老人医療費負担金で7,000万円の大幅な増額となっているが、このような補正をしなくてもよい対策はないのか。答 病気にならないように予防するというのが現在の動向ですが、現実には老人の入院患者が増加しており、受診率は低いが高額の医療費がかかるという状況にあります。しかし、竜王町の老人医療費は滋賀県下でも2番目に少ない方です。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**議長（寺島健一）** ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（寺島健一）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第20号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（寺島健一）** 起立全員であります。よって日程第3 議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 4 議第 21号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
(総務産業建設常任委員会委員長報告)

議長（寺島健一） 日程第4 議第21号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査

の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長 山田義明議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（山田義明） 議第21号、総務産業建設常任委員会報告。

平成20年3月14日

委員長 山田 義明

去る3月7日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第21号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月10日午前9時より第1委員会室において、委員5名出席のもと会議を開きました。町執行部より小西総務政策主監、田中建設水道課長及び担当職員の出席を求め、改めて説明を受け審査を行いました。

議第21号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、既定予算から歳入歳出それぞれ680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億7,930万3,000円に改めるものです。

補正予算の主な内容は、平成19年度の執行調整等によるもので、各種負担金の確定に伴う負担金等の減額や、事業費の組み替え等による減額である。また、一部事業の遅延で翌年度に繰越すべく繰越明許費の措置や、執行調整による地方債の変更を行うものである。

主な意見として、本町の下水道布設工事の予定は、概ね平成22年度には終了すると聞いているが、工事が計画通り進むよう対応されたい。下水道工事の関連もあると思われる路面の凹凸などの道路整備の地域要望に対し、適切に対処されたい。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

議長（寺島健一） ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 議第21号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第4 議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 5 議第22号 平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
（教育民生常任委員会委員長報告）

議長（寺島健一） 日程第5 議第22号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。教育民生常任委員会委員長 圖司重夫議員。

○教育民生常任委員会委員長（圖司重夫） 議第22号、教育民生常任委員会報告。

平成20年3月14日

委員長 圖司 重夫

去る3月7日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第22号、平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月11日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、勝見副町長、北川住民福祉主監、山添住民税務課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第22号、平成19年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、認定調査等費、保険給付費等を減額補正するもので、既決予算から歳入歳出それぞれ1,830万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億3,129万1,000円に改めるものです。

歳入補正予算の主なものは、介護給付費国庫負担金が678万7,000円、支払基金交付金が1,282万8,000円、一般会計繰入金が585万円のそれぞれの減額、繰越金が1,758万7,000円の増額です。

歳出補正予算の主なものは、認定調査等費が258万8,000円、介護サービス等諸費が660万円、介護予防サービス等諸費が645万円のそれぞれの減額です。

委員会での主な質疑・応答は、問 認定調査等費の中で、臨時職員賃金が14万8,000円減額されているのはなぜか。答 嘱託職員の雇用や職員の人事異動による配置等により、臨時職員賃金が不要となったものです。

問 理学療法士・看護師等の報償費の単価はいくらか。答 看護師の報償費で1日当たり9,100円です。平成19年度は、理学療法士は依頼しておりません。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

**議長（寺島健一）** ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（寺島健一）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第5 議第22号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（寺島健一）** 起立全員であります。よって日程第5 議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 6 議第23号 平成19年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
（総務産業建設常任委員会委員長報告）

議長（寺島健一） 日程第6 議第23号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長山田義明議員。

○**総務産業建設常任委員会委員長（山田義明）** 議第23号、総務産業建設常任委員会報告。

平成20年3月14日

委員長 山田 義明

去る3月7日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第23号、

平成19年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月10日午前9時より第1委員会室において、委員5名出席のもと会議を開きました。町執行部より小西総務政策主監、田中建設水道課長及び担当職員の出席を求め、改めて説明を受け審査を行いました。

議第23号、平成19年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)は、3条予算において、収益的支出の既定予算を組み替えるもので、予算総額の変更はありません。4条予算では、既決予定額から資本的収入は6,900万円を減額し、1億1,320万円に、資本的支出は6,936万円を減額し、1億7,840万8,000円に改めるものである。

主な内容は、3条予算では、漏水修理の修繕費の増額、有形固定資産減価償却費の減額を、4条予算では、小口地区加圧ポンプ場建設工事の未着手により、資本的収入では企業債を、資本的支出では配水管布設工事請負費をそれぞれ減額するものである。

主な質疑応答は、問 不納欠損処分はどのような基準で行っているのか。答 行方不明者で5年間居住先がわからない場合に処分していたが、本年度の監査において、監査委員から2年ほどで処分をしてはと指摘をいただいています。

主な意見として、小口地区加圧ポンプ場は、松が丘や小口工業地域等への進出企業に水を供給する重要な施設であるため、計画どおり確実な工事が実施されるよう要望する。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

議長(寺島健一) ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(寺島健一) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長(寺島健一) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第6 議第23号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第6 議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 7 意見書第1号 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める  
意見書

議長（寺島健一） 日程第7 意見書第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。8番、蔵口議員。

8番（蔵口嘉寿男） 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書の提出につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

提出者 竜王町議会議員 蔵 口 嘉寿男  
賛成者 竜王町議会議員 大 橋 弘  
賛成者 竜王町議会議員 村 田 通 男  
賛成者 竜王町議会議員 山 田 義 明  
賛成者 竜王町議会議員 圖 司 重 夫  
賛成者 竜王町議会議員 貴 多 正 幸  
賛成者 竜王町議会議員 小 森 重 剛

道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書

道路は、日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、災害に強い街づくりを推進するうえでも、その整備、維持管理は必要不可欠である。

また、私たちの地域においても、道路ネットワークの一層の充実と誰もが安全で安心して利用できる道路整備に対し、住民から強い期待が寄せられている。

去る2月29日の衆議院本会議において、揮発油税等の暫定税率延長を含む租税特別措置法改正案など予算関連法案が可決され、参議院に送付されたところである。

道路特定財源に関する諸税の暫定税率が維持されなければ、地方の道路整備を円滑に進めていく安定した財源の確保が極めて困難な状況となることは必至である。公共交通や道路整備が不十分な地域にとっては、生活道路の充実および地域に活力を与える計画的かつ緊急な道路整備が行えないなど、住民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国会および政府におかれては、地方における道路整備の実情とその必

要性を十分認識され、次の事項の実現を強く要望する。

記

1．道路整備の安定的な財源確保のため、道路特定財源に関する諸税の暫定税率を10年間延長すること。

2．平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに、未だ整備が不十分である地方への道路特定財源の配分割合を高めるとともに、地方における道路整備財源の更なる拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月14日

滋賀県蒲生郡竜王町議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
経済財政政策担当大臣 宛

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

(岡山富男議員・菱田三男議員 退席)

○議長(寺島健一) 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、若井議員。

11番(若井敏子) 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書を提出されました蔵口議員に、4点の質問をいたします。

まず1点目は、道路特定財源の暫定税率が廃止されることによる竜王への影響について、どのようにお考えかという点です。2点目は、意見書の文面にあります、1枚目の真ん中よりも下の方ですが、「道路特定財源に関する諸税の暫定税率が維持されなければ、地方の道路整備を円滑に進めていく安定した財源の確保が極めて困難な状況となることは必至である。公共交通や道路整備が不十分な地域にとっては、生活道路の充実および地域に活力を与える計画的かつ緊急な道路整備が行えないなど、住民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。」とありますが、具体的に竜王町の場合どのような事態があるのかをお伺いします。

この中で、「地方の道路整備」と書かれていますが、道路特定財源の中で、

地方の道路整備に配分される予算はどのくらいあるのか。国の地方の道路整備に対する補助というのは年々削減されていると聞いていますけれども、この今読み上げた部分を十分に行おうとすれば、何よりも国の補助の見直しがされなければならないと思うのですが、ただ、暫定税率が維持されれば道路財源が確保されたとしても、地方には影響を及ぼさないのではないかと考えますが、この点についてのご所見を2つ目に伺います。

3つ目、裏ですが、道路5箇年計画というのがあります。この「記 1」では「税率を10年延長する」と書かれています。道路は昔から5箇年計画で進められてきています。10年にする理由は何ですか。

4つ目です。「記」の2つ目に、「地方道路整備臨時交付金制度」と書かれています。これも道路予算なのですか。これは具体的には竜王町も交付を受けているのですか。それが1つです。もう1つ、4つ目の小さい2は、「地方への道路特定財源の配分割合」と書かれていますけれども、地方への道路特定財源の配分割合を高めようとするならば、政府案の中期計画をまず見直さなければならないと思うのですが、中期計画についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。以上、大きく4つ、細かく6つ、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

8番（蔵口嘉寿男） ただいまご質問いただいたことですが、ちょっと整理できていない部分がございますので、若干しどろもどろになると思いますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まず、「第1点目の暫定税率の延長にかかわって、竜王町の影響」というお話でございますが、私が資料を得た段階では、都道府県と市町村合わせて、全国の自治体全体で9,000億円、またさらに地方道路整備臨時交付金で7,000億円、合わせて1兆6,000億円が影響があるというふう聞いておりますし、その資料もいただいているわけですが、滋賀県においては、約123億円、竜王町においては約4,000万円減収になるというふうなことでございます。

2番目の「地方道路整備の地方配分の割合はどうなっているのか」という話でございますが、道路関連予算の国税分で20年度の単位で申し上げますと、いわゆる道路整備の国の分が2兆185億円、それから、先ほど申し上げました地方道路整備臨時交付金で6,825億円、それから、道路関連施策で1,525億円、それから、高速道路料金の引き下げなどで1,517億円、地方への無利子の貸付が1,000億円、一般財源化される分が1,927億円ということで、配分割

合はそのようだと聞いております。

それから、先ほど申し上げました地方道路整備臨時交付金は、先ほどの金額で6,825億円と申し上げましたが、これについては、揮発油税等の収入の4分の1を限度にして国が地方へ交付することになってございます。そのために、地方の自主性・裁量性を高くして、使いやすい交付金にするということで、国費で55%・地方費で45%の組み合わせということになっておりまして、私どもが書いておりますように、「記 2」におきましても、その割合を高めていただいて、道路財源の確保を図っていただきたいというようなことを訴えているわけでございます。

また、この部分に関連いたしまして、滋賀県の道路事業の半分は、先ほど申し上げました地方道路整備臨時交付金でまかなわれておるということでございます。

それから、「5箇年計画を10年間」ということでございますが、道路整備というのは、近年、長いスパンで道路整備をしていく必要があることから、中期的・長期に安定した財源を確保するうえで、道路整備5箇年計画にさらにプラスして10年間を一定のスパンとして整備をしていくという考えのことで進んでいただきたいと思いますというふうに願っております。

先ほどの交付金の制度は、先ほど申し上げましたので、竜王町の影響ということで、これについては特に我々が願望いたしております竜王インターから岡屋の方の旧町道岡屋希望が丘線、あるいはインターから国道8号に向けましての区間で大型商業施設等が整備されますので、それに関してそういうような緊急計画的な道路整備を、竜王町としてはそういう制度の中でぜひとも取り入れていただきたいなと思っておりますし、また、竜王町にはまだまだ未整備な歩道もございしますので、それらについても早急にこういった財源を利用いただいて、活用して、その整備を図ってまいりたいと。

ただ、私も確かな資料はございませんが、平成20年度から取り組まれるまちづくり交付金の登録分についても、その分が含まれて、現19年度では含まれているのではないかなというような情報も得ておりますので、そのようなことでございます。

メモする手が遅いので、4問に対してのお答えにならなかったと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。11番、若井敏子議員。

11番(若井敏子) 実はここへ来てからこの意見書を見せてもらって、質問をつくっている状況で、私の方がむしろ、十分準備されている方と比べると、私の方が準備不足で、質問している内容が伝わっていないのかも知れないなという気がします。再度質問したいのですが、答えがなかったのは、「中期計画に対してどう思っていますか」というのがなかったのです。道路特定財源を維持して地方の道路整備を円滑に進めていくという、いわば代物ではないのだという認識を私自身はしているのです。

先ほど6,825億円が地方の財源だと言われたのかなと思うのですが、58兆円のうちに6,825億円ですか。本当に極めて少ないのではないかなと思うのです。その配分を、地方に対する配分を上げてほしいというふうなことは、この「2」はそういうことではないのですね。そういうことですか。「2」はそのことを言っているのですか。それなら中期計画も触れないと、中期計画ではもう地方への道路財源を確保するという話にはなっていないですから、かなり大きな部分、高規格道路ですか、ネットワークをつくるかという話をしていますから、地方の道路整備には関連しませんから、やはりこの中期計画に対してどう思っているのかということと、それを減らして地方へ増やせというふうに言わないと、そうはならないのではないかなというふうに思うのです。

それから、竜王町の具体的な話で、「アウトレットが来るから、あの辺の整備もそれでしてもらったらどうだろう」みたいな話がありましたけれども、私は、これは一般財源でも十分できるし、それに見合ったものをきちんと準備すればいいことですし、道路財源をもらえない、4,000万円という話がありましたけれども、もらえないようになれば、交付税がもらえるということになるかも知れませんが、その財源を確保することは、むしろできるというふうに思っています。

ちょっと今、答えてもらえなかった部分と、追加して聞いている部分と、その2つだけ改めて質問しておきます。

○議長(寺島健一) 8番、蔵口議員。

8番(蔵口嘉寿男) 再度のご質問をいただきました。中期計画の中で、私が先ほど申し上げました割り振りは、20年度の単年度の額でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、中期計画をどのように考えているかということでございますが、よく言われますように、国道幹線軸とか、いろいろな高速道路については、全国だ



いたいほぼ整ってきたのではないかなというふうに考えております。まだ地方においてはまだまだ高規格道路を必要とする都道府県があるかも知れませんが、全体的に見て整ってきたのではないかなと。いよいよ道路整備は地方の方に財源を回してもらわなければならないのではないかなと。

先ほどの臨時交付金にいたしましても、国が55・地方が45ということでございますので、その割合を増やしていただければ、地方の道路整備はやはり着実に整っていくのではないかなと思います。

それから、やはり暫定税率を延長していただくことによって、道路財源が確保されることによって、国や県道がいち早くそういう整備が進められていく中において、竜王町に対する負担も少なくなっていくのではないかなというふうに考えるわけでございます。

それから、今しゃべりましたように、2番目のなるべく竜王町における一般財源の歳出を抑えていくためには、やはり現在の道路特定財源を地方の方に回していただいて、それらによって生活道路に至るまでいろいろな整備、あるいは道路関連整備を進めていただけたらなと願うものでございます。

それから、例えば暫定税率の廃止で、先ほど地方では1兆6,000億円が減るということでございますが、国の道路予算というものが2兆円の減額になってくると、もうその残りの一般財源の国の道路整備は4,000億円ぐらいになってくると、こういう感じでございますので、やはりそういうものは維持していただかなければならないと考えております。

また、この道路特定財源は自動車を利用する方が納めている税でございますので、やはり今までから納めてきたのは地方の利用者も納めてきたわけでございますので、国が整ったからと言って、その暫定税率を切っていただいたら、地方の道路整備はまかなえなくなるわけでございますので、その点については強く要望していきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。11番、若井敏子議員。

11番（若井敏子） やはり、どうも説明してもらっていることがわからないのです。こちらにわからないのです、ごめんなさい。わからない人が質問して、わかる人に答えてもらうのは、また難しいのかも知れないのですが、よろしくお願い致します。

あと2つ教えてほしいのですが、例えばインターのところには道路をつけるという事業を竜王町が組むから、道路財源でお金をちょうだいと国に言った場合、交

付税には全く影響しないのですか。交付税は、それは別枠で道路財源というのは入ってくるものなのですか。

それが1つと、私も18年、議会をやっていますけれども、今本当に財源不足と言うのか、地方の財政が厳しい中で、何が大変なのかという話を町長がよくされるのは、「これから扶助費が大変なんです」と、「福祉や教育という、それにたくさん金がかかります」という話をされますね。それは、道路財源はいつからでしたか、1953年から始まっていますけれども、その当時から比べると、地方の財政がどこにお金をかけていかなければならないかという状況というのは変わってきたと思うのです。1953年というのは舗装率が5%だった時分で、田中角栄さんが「道路を整備しないとイケないのだ」、「舗装しないとイケないのだ」ということで始まったというふうに聞いているのですけれども、そんな時分から見ると、道路の整備というのはもう97%という話もありますから、だいぶ変わってきたと思うのです。

よくなってきたところにお金を回すのか、よくなってきたところはもうとめおいてでも、福祉や教育という、どうしてもお金が要る部分にお金を回す、財源をそちらにシフトしていくということは、当然、地方自治体はしなければならないことだと思うのですけれども、そういうことに対して、私が思うのは、そういうことに予算配分をすべきだということで、暫定税率を止めて一般財源化したらどうかというふうに思っているわけですが、そういうことは思われませんか。2つ目にはそれをお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

8番（蔵口嘉寿男） 再度のお尋ねでございます。

1番目でございますが、私も詳しくはわからないのですが、道路特定財源を利用した整備については、一般財源の中では起債が認められるはずだというふうに認識をいたしております。

それから、地方道路とか地方に金をかけていくということの国の流れがこちらの方に向いてこないのではないかなと、むしろ、そういった金を一般財源化してはどうかなというお話だと思うのですけれども、先ほども申し上げましたように、やはり受益と言いますか、自動車を所有されたり、自動車に乗ってガソリン税等に税金を払っておられる国民皆さんにとっては、それがやはり応益と言うか、そういう形の中で道路整備に充てていただくということが本来であって、福祉・教育は違う施策でも、国民の皆さんが納得するのであればそういう予算は確保でき

るのではないか。むしろ、そういう財源を横から一般財源化すること自体が、本来の特定財源についての考え方が根本から違うのではないかというふうに私は考えておるわけでございます。

そういうようなことでお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。11番、若井議員。

11番（若井敏子） 意見書として出されています道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書に、反対の立場で討論をします。

道路特定財源というのは、先ほども言いましたが、1953年に導入されました。国道と県道の舗装率が5%の状態、整備が急務だという理由でスタートした制度ですけれども、「臨時」ですとか「暫定」とか言いながら、新たな税目の創設をしたり、税率の引き上げを繰り返してきました。

今、諸外国の自動車石油関係諸税の状況をまとめた政府税制調査会の資料によりますと、税目を増やしたり税率をどんどん上げている国は、日本以外にはありません。むしろ、各国は一般財源化を進めてきたと言われていています。しかも、その道路特定財源はどんどん膨れ上がって、しかも自動的に入ってくるわけですから、道路中期計画自体が大きく膨れ上がっていくというシステムになっています。

政府は、この見直しとしてガソリン税などの暫定税率を10年間延長し、道路の中期計画を策定して道路整備を進めようとしています。昨年11月に、10年で65兆円かかるとした計画が、12月の政府・与党合意で59兆円に減らされたのに、提案された暫定税率は同じです。59兆円、年間6兆円もの財源を、10年間にわたって道路だけで使い切る計画、もともと道路計画は5箇年計画ですが、なぜ10年なのかも明確にされていません。

道路中期計画というものは、政策課題の筆頭は国際競争力の確保、基幹ネットワークの整備として、高速道路や物流関連の大型道路建設の促進に予算の4割が投入されるもので、この2008年度の予算案でも、国と地方が税金を投入して建設する新直轄方式の高速道路に1,646億円、港湾・航空の物流アクセス道路整備に1,907億円の国費が盛り込まれています。

また、地域高規格道路・都市高速道路などは、今後10年間に7,000キロ、約6兆円もの税金が投入されることになっていますが、その採算性や必要性につ

いての評価は、費用対便益評価が行われていないことが今問題になっています。

意見書にあげられている「地方の道路整備」は、通学路の歩道整備や踏切の安全対策など、国民の暮らしと安全に欠かせない施策もありますけれども、それはごくわずかです。道路以外にも使える財源というのもありますが、これも1,927億円で、使ったら翌年に道路整備に戻さなければならないと規定もされています。

NHKが調査したところによりますと、この中期計画について「妥当だ」という意見が11%、「妥当でない」というのが51%と過半数を超え、道路特定財源の一般財源化も、賛成は「42」%、「反対」22%を上回っているとして、多くの人が今の政府案についてはおかしいと思っているという、こういう結果が出ています。

私は、暫定税率を廃止すると地方の道路整備にも支障が出ると言われていることに対して、地方の道路建設についても、国民の暮らしに役立つ緊急性の高いものに限ったり、国際競争力を口実にした無駄な高規格道路を中止すれば、総額は減らすことができますから、財源は確保できると考えています。

日本の道路整備状況は、舗装率も97%で、道路密度で比較すると、フランスの2倍、ドイツの5倍など、欧州諸国を上回る水準にまでなっています。

また、地方では自治体の財政不足で、生活道路の整備もままならない深刻な事態が広がっています。背景には、高速道路中心の道路整備計画による借金の押し付けがあります。一般財源化してこそ、自治体自らの判断で住民のために切実な生活道路の整備に使うことができると考えます。

国直轄による道路事業・地方単独事業費、1996年～2007年度までの推移を、地方単独事業費を見ても、地方単独事業費が6兆300億円から2兆2,600億円まで減る一方、国直轄事業では1兆7,306億円から2兆758億円と、1.2倍に増加しています。一般国道の舗装補修事業への補助の廃止、地方道の一時改良事業への舗装採算基準の引き上げで、地方への補助基準を厳しくして、直轄事業を増やす方向に地方を追い込んでいるのが今の道路行政です。補助事業予算が2000年度から2006年度の間44%減っています。一般国道の整備事業は約3割の減にとどまる一方、地方道の整備事業は64%の大幅減となっています。日常生活に必要な単独事業が圧縮されて、高速道路ばかりできる仕組みが、もう既にでき上がっているのです。これを変えるのは並大抵の話ではありません。一般財源化することこそ、一番の近道であります。

もうご存じかもしれませんが、長崎県佐世保市で、在日米海軍が思いやり予算での建設を計画していた米軍将校住宅を、国土交通省が道路特定財源から約28億円かけて建設し、提供していたことが発覚しています。道路財源は今、その使い道さえも問題になっている状況です。

私は、道路財源は一般財源化し、住民皆さんの福祉や施策に回すべきだと考えています。地方道路の整備のため財源は、国の地方交付税削減に大きな影響を受けてきました。地方の疲弊をもたらした大きな原因は、3年間で5兆1,000億円もの地方交付税を削減したことにあります。地方の税源を充足するようという希望を国にあげるのなら、何よりも地方交付税を削減した国に対する責任を追及すべきではないかと考えます。

例えば、一般財源化されて具体的にどんなことが起こるかということなんですけれども、中期計画によりますと、市町村の中心部から複数の工事、緊急医療施設への60分の移動を概ね達成することを目標に1つに掲げているわけですが、例えば道路はつくったとしても、病院がなくなってしまったり、緊急医療を止めてしまったりすれば、さらに遠くまで道路を延ばさなければならなくなります。道路に税金を使うより、病院の維持に使ったほうが良いと住民が判断する場合もあるでしょう。特定財源のままでは、そういうことはできなくなります。一般財源化されれば、地方が自由に使うお金の配分が増えることとなります。このような意味で、一般財源化することを求めるところであります。

また、質問に答えていただいて、国・県の影響額ですとか竜王の影響額を出していただきましたが、これは全く過大な数字をあげたものだということが、国会でも論戦の中で出されてきています。その合計額は総務省の試算の4倍にもなっています。これは実際の税収の減だけでなく、国の補助金もなくなるとか、県債も発行できなくなるということまで合計して積算されているものだと言われている。暫定税率廃止によって税収が減ったとしても、減った分は交付税で補われる仕組みがあるわけですから、暫定税率の廃止分がすべて財源の減少になるわけでもないということから、先ほどご説明をいただきました竜王への影響額等は、正確ではないということを改めて申し述べておきたいと思えます。

民主党は、国会では暫定税率廃止の立場ですけれども、その党の推薦・公認を受けた2人の議員が、生理的現象であるかのようにしてこの採決に加わらず、議場を出ていることについても、一言申し添えておきたいと思えます。町民の思いを預かっている議員として、この態度は許されるものではありません。以上、反

対の理由を述べ、反対討論といたします。以上です。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。6番、圖司議員。

6番（圖司重夫） 私は、道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

昨日、テレビのニュースを見ていましたら、道路特定財源の暫定税率延長の年度内成立は大変難しい情勢とのことから、運送業界においては早くも軽油等の買い控えが起きているとのことです。しかしながら、私は暫定税率延長の年度内成立および延長を強く望むところであります。暫定税率が廃止になれば、現在1リットル150円強のガソリン価格が税率分約25円安くなり、ユーザーとしてはありがたいところでありますけれども、財政難および地域格差にあえぐ地方にとっては致命的となりかねません。暫定税率分の地方への分配9,000億円、また、これとは別に地方道路整備臨時交付金7,000億円弱が廃止されるほか、市町村道への補助金6,000億円の交付も難しくなると言われ、合計2兆2,000億円の影響が地方に生じることになります。

道路特定財源制度は、我が国の立ち遅れた道路を計画的に推進・整備するために、昭和28年に揮発油税を特定財源として始まったものと聞いております。この制度は、燃料の消費、自動車の取得、自動車利用者による整備負担を求め、その財源が道路整備に充てられ、道路整備をすることにより走行時間の短縮、安全性の向上が図られる相乗効果を生み出しています。

本町においては、名神高速道路・国道8号・国道477号が通過しており、この幹線道路をつなぐ県道・町道の道路整備、特に歩道整備が遅れており、近年の交通量の増加で各所で交通事故の危険性が高まっており、その対策を求めているところであります。

また、竜王インター周辺の開発は、たくましい竜王町を築く財政面での受け皿となりますが、現状の国道477号の道路幅員では交通渋滞を招く恐れも懸念されることから、早急に抜本的な対策が必要であります。

こうしたことから、魅力ある、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、道路整備推進が急務であり、その道路整備に必要な財源は安定的かつ十分に確保されなければなりません。

暫定税率延長が期限切れとなりますと、滋賀県の試算では、県の道路整備財源は約123億円の財源不足、竜王町においては本年当初予算ベースで約4,000万円の財源不足となります。

道路整備は、地域住民の安全・安心の向上や地域活性化のため欠かせないものであり、本町においても特に道路幅員が狭く、通学路の整備も不十分であります。また、老朽化した橋も多く、道路修繕と合わせると多大な費用が必要であります。厳しい財政状況のもとで費用をまかなうためには、道路特定財源と暫定税率の維持は欠かせないことから、この意見にたいしまして賛成するものであります。以上。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 意見書第1号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（寺島健一） 起立多数であります。よって日程第7 意見書第1号は原案のとおり提出することに決定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時38分